

大阪市告示第416号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年3月26日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 下福島プール 水泳場 トレーニング場	令和7年4月1日（火）から 同月2日（水）まで	午前9時から 午後10時まで
	令和7年4月4日（金）	
	令和7年4月7日（月）から 同月9日（水）まで	
	令和7年4月11日（金）	
	令和7年4月14日（月）から 同月16日（水）まで	
	令和7年4月18日（金）	
	令和7年4月21日（月）から 同月23日（水）まで	
	令和7年4月25日（金）	
	令和7年4月28日（月）	
	令和7年4月30日（水）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）